

二十三年度、二十四年度復興関係経費の歳出予算額は合計で十九兆八千九百四十九億円余りでございまして、二十四年度末時点における執行状況というのは、支出済歳出額十五兆三千六百四十四億円余りでございます。そして、翌年度繰越額がございますが、これが二兆二千三十億円余りとなつております。不用額についても二兆円を超える二兆三千二百七十四億円となっております。これは、支出済額の予算現額に対する割合は七・二%、繰越額の予算現額に対する割合は一・〇%、不用額につきましては一・六%となつておるわけです。

遣いがあつてはならないというのは当然でござりますし、このように繰越額及び不用額が上ることについての復興大臣の認識をお伺いをするとともに、多額の事業費というのが翌年度に繰り越されていることから、事業の実施計画や規模等の適切さの検討や事業実施の障害事項について不斷の見直し、検討が必要なんだろうというふうに思いま

したがつて、既存の制度の見直しも含めまして、予算の無駄がないように、そして執行がその年度で完遂されるような、そういう対応が必要なふうに思います。根本大臣の現状のお考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(根本匠君) 委員のお話にありましたように、会計検査院報告において、復興関連予算について多額の事業費が繰り越されていることなどを踏まえて、事業が適切に実施されているなどを確認し、既存の制度見直しをも含め迅速な措置を講ずるなどの御指摘をいただいているところです。

これは、二十三年度補正と二十四年度の予算の執行状況ですから、私はやつぱり、東日本大震災の震災の状況、これは阪神大震災に比べてもそれを上回る震災でしたから、これを点検いたしましてが、どうして事業費の繰越しや不用が起こるのたが。二十三年度補正と二十四年度予算ですから、

月に二十三年度補正予算が組まれた、そして二十三年度、この予算が付いてから地域では、例えば町づくりについても町づくりの議論をして、計画を策定してということになるわけですね。その意味では、この事業費の繰越しや不用、これは、この要因、やっぱり大きいのは、町づくりの計画策定、あるいは除染実施も計画を策定するところに時間が掛かる、あるいは除染についても仮設場が用意できないと除染が進まないと、こういう問題點もあつてやはり地元との調整に時間を要したことによつて生じたものではないかと思います。

こういう状況があつたのですから、私は、例えば先ほど申し上げましたが、住宅再建・まちづくり、これについては関係省庁の局長クラスを集め、そして加速するために四度にわたつて加速化措置、これを取りまとめてきました。どこの制度にどういう隘路があるのか、これをどう乗り越えていくか、そういう加速化措置をとつてまいりました。

また、人材、資材不足、こういう対応もありますし、あるいは被災地の職員の皆様が非常に厳しい仕事、ハードスケジュール、やっぱり応援体制が必要だ、その意味では発注者を支援するための職員派遣、全体としてトータルで後押しをする施策を推進してまいりました。

やはり大事なのは、被災地における課題、これにきめ細かく対応することだと思いますので、その意味では、加速化措置を講ずることによって復興関連予算の円滑な執行に努めていきたいと思います。

○難波堯二君 それでは、もう時間がなくなつてしまいまつたので、少しこの質問も、大臣、飛ばしまして、震災から五年間で収束をしていこうと、こういうことで今政府も取り組んでおられるわけでござりますが、現在制度化されております復興交付金、これも平成の二十七年で終了するこことになつております。また、基金につきましては、これもそのような考え方であるわけでござい

やつぱり復興には時が掛かると、こういうことがあります。当然そこにはお金も必要になるわけですが、ざいますけれども、この復興交付金と基金についての制度の延長についてどのようにお考えをお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

○國務大臣(根本匡君) 東日本大震災からの復興については、復興の基本方針において復興期間を十年としました。十年とした上で、復興需要が高まる当初の五年間、これを集中復興期間と位置付ける、さらに事業の進捗などを踏まえて集中復興期間後の施策の在り方を定めると、こういうことで定められております。まずは平成二十七年度までの間に、復興交付金を活用して、速やかな復興を進めていただきたいと思います。

そして、お尋ねの集中復興期間後の平成二十八年度以降における復興交付金の扱いについては、他の復興事業とともに、それまでの進捗状況などを踏まえて、財源を含めてその在り方について検討する必要があると考えております。

○難波撰「君 是非前向きに御検討をいただきたい」ということを申し上げておきます。

最後、もう簡単に質問、大臣、いたしますけれども、この福島第一原発事故の賠償の問題でございまして、もう中身は申し上げません、随分置かれている立場でこの賠償の額に差があるじゃないかと。これも、被災の住民の方からすると、やっぱり納得がなかなかいかない部分もあるんだろうというふうに思います。これもやつぱり政治が解決していくかないと困難な課題でございますが、残り時間短うございますけれども、大臣、この福島第一原発事故に関わる損害賠償の差異の問題、不公平感の問題、どのように今後対応しようと思われているか、お伺いをいたします。

○國務大臣(根本匡君) 賠償については、文部科学省の審議会で客観的、専門的、中立的に方針を示しております。その意味では、その点については、賠償の差異というお話をありましたが、確かに置かれた状況によって賠償額に差がある、そ

針ですから、政府はそこによつているということですから、政府はそこによつているということです。  
ただ、被災地域の復興に当たつて地域が分断されると、いうことではなくて、やはりコミニティーの一体性というのが非常に私は大事だと思いますので、賠償とは別個に、避難指示によつて復興の遅れた地域の再生を加速化する福島再生加速化交付金、これを創設しました。この交付金では、コミニティーの一体性を踏まえて、被災十市町村について、一定の要件の下で、避難指示の有無にかかわらず、対象地域として支援を行つております。  
今後とも、こういう支援ツールを活用して、被災地域の二一ツ、被災者の方の一人一人の事情に応じた丁寧な支援を進めていきたいと思います。  
○難波翼一君 我が国にとって大変大切な復興あらは原発事故の収束の課題でございます。どうか、与野党関係なく力を合わせて対応してまいりたいことを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。  
ありがとうございます。  
○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。  
本日は、復興また金融、財政の審議でございましたけれども、私の方から、全体として復興をテーマといたしまして、復興過程における子供たちのいじめの問題、また復興の財源、大きな財源の当てとなつております郵政の株式の上場の問題、また復興における公共放送の役割と現状の課題について御質問をさせていただきます。  
冒頭三十分ほど、麻生大臣、少しお休みになろうかと思ひますけれども、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。  
〔委員長退席、理事熊谷大君着席〕  
まず、復興でござりますけれども、与野党で一致して作りました復興の基本法の中で、国民を挙げての復興、そして大切な理念として人間の復興ということがうたわれていたものと理解をしてお

ります。

私も震災直後から復興の理事事を務めまして、復興特区法案の立案、また福島特区法の立案、その前は総合特区という成長戦略の法律、その仕組みでの復興特区の法律を作つたんすけれども、オリジナリの復興の基本方針も、私、復興庁の皆さんと議論しながら執筆もさせていただきまし

た。また、原発の賠償問題では、私、千葉県なんですがそれとも、残念ながら千葉県の観光の風評被害の、文科省が作られました中間指針というものがありましたけれども、相当因果関係の推定地域から外れてしましました。そこで、私がいろんな方とお話を申し上げまして、被害者の方、加害者の方、また賠償担当の経産省、また千葉県、その四方の協議会をつくりまして、賠償地域から外れた地域で初めて賠償を実現をさせていただきました。今、もう最後の収束のフェーズに入つております。ちなみに、私がつくらさせていたいたい協議会ですけれども、千葉モデルと言われまして、同じく中間指針から外れてしまつた東北エリアでもその賠償の仕組みが使われたところでございま

す。このように、微力ながら復興のために渾身で頑張らせていただいた立場として、この復興の過程の中で、残念ながら住む家を追われてしまつた御家族の子供たち、あるいは、あつてはならないことすけれども、加害者といいますか、そういう事故を起こしてしまつた加害者として事故を起こしてしまつた東京電力の社員の子供たちがいじめに遭つているというような声を聞きます。私は、地元の千葉でも福島から避難されている方がいて、そこで、千葉で残念ながらいじめに遭つているというようなことも聞いているところでございます。

まず、根本大臣に伺わさせていただきたいと思ひますけれども、こうした未曾有の大災害、自然災害を受けて、もう人生で本当に厳しい、苦しい状況にある中で、また、あつてはならない悲痛な

いじめというものを受けてしまつてゐることがあ

ります。されど、国会図書館でも調査をさせていただき得ると、国会図書館でも調査をさせていただき

ましたが、こういう、ちょっとと掲げることはできませんでしたが、残念ながらまだ自殺が止まつてない、それがせんけれども、分厚い報道の束が子供たちのいじめの報道の束が、被災者の子供に関するもの

が届けられているところでござります。

大臣、そうした子供たち、いじめに遭つてしま

うこともあります。何が所見をいたしました

だけますでしょうか。

○國務大臣(根本匠君) そもそも、いじめは決して許されないことだと思います。まして、被災し

た子供へのいじめ、これは極めて卑劣な行為であ

り、断じてあつてはならないと私は思います。

○副大臣(谷公一君) 委員御指摘のとおり、復興

基本法、私も衆議院で理事していましたので、公

明党さんの強い要望でその一文を入れたかと思いま

す。それで、最終的に議員立法で復興基本法の理念をまとめたということじゃないかと思います。

いじめのことにつきましては、根本大臣と全く同じ思いであります。私も十九年前、神戸で経験しましたけれども、今回ほど被災した子供たちのいじめということが問題になつてないようになります。

いじめということが問題になつてないようになります。今回の災害が大変広範囲で複合

災害だ、特に福島の場合は自然災害と事故のそれ

ぞれの被災者が混在している、そういうことも

その背景にあるのではないかと推察はしております。

私も、復興大臣就任以来、被災地の将来を担つ

ていく子供について、元気で健やかに成長できるよ

うな環境を整える、これは重要課題の一つに位置

付けて、関連施策の充実に心を碎いてまいりま

した。

○小西洋之君 例えば、新しい東北というのは五本の柱を据えましたが、元気で健やかな子供の成長を見守る安

心な社会、これをテーマとして位置付けてこの施

策を推進しておりますし、生活環境に関するタスクフォースというものを昨年の秋につくりました

が、被災者に対する健康・生活支援に関する施策が、被災者に対する健康・生活支援に関する施策を進めることでございました。御自身の阪神大震災の経験も踏まえての本当に意義のある答弁をいたいたものと思います。

今、大臣、副大臣に答弁をいたしました被災者の子供たちのいじめの問題でござりますけれども、先ほどの図書館の資料によりましたら、あえて申し上げますけれども、福島の子供たちが放射線がうつるというようなことを言われてしまつた

り、あるいは東京電力の社員のお子さんが、今日も私、今日の質疑に当たつても、ある社員の方から何とかこの今日の質疑を頑張つてほしいというようなことも、それは親御さんですけれども、励ましの言葉もいたいたきましたけれども、そういういじめに遭うことがあるといふことござります。

今後とも、子供たちが安心して生活して復興の原動力となるよう、心の復興にも更に努めてまいりたいと思います。

○小西洋之君 大臣、ありがとうございました。

じめから救うために、昨年の六月に超党派のいじめの法律を議員立法でさせていただきました。

私の与野党協議も民主党の側で務めさせていたいたいた者なんぞございませんけれども、そのことにつきまして、四月の七日、この決算委員会の省

庁別審査、文科の省庁別審査の中で下村大臣に対

して、残念ながらまだ自殺が止まつてしまつて、それが現場で残念ながら骨抜きになつてしまつて、それからという、具体的な自殺例をお示ししながら御説明をさせていただきました。

○副大臣(谷公一君) 基本法、私も衆議院で理事していましたので、公明党さんの強い要望でその一文を入れたかと思いま

す。それで、最終的に議員立法で復興基本法の理念をまとめたといふことじゃないかと思いま

す。そのうち、このチャートになつております

ます。そのうち、このチャートになつております

れども、一部以外は、四部でござりますけれども、一部以外は四月七日と全く同じ資料でござい

ます。そのうち、このチャートになつております

ります。そのうち、このチャートになつております

ては、かつての要件、かつての方針といふものも、本方針といふものも定められたんですけれども、そこでも具体的に書かれている要件をかなえた組織がないがために、子供たちにとつてその組織の存在すら恐らくこれは知られていないなかたんだと私はあえて申し上げます。

いわれる管理職の教職員の方々が今までで二  
た生徒指導部会や管理部会といったような組織を  
そのまま代用している、こうした、はつきり言う  
と法律違反でござりますけれども、法律違反の状  
態でこうした自殺事件が起きているということを  
下村大臣にお示しをしまして、もう全国で、残念  
ながら、私が調べた限り、この次のページ、  
チャートの次のページをめくつていただきま  
すと、グーグルで検索したものを見ながら、ついでござりますけれども、この④番、これは  
あえて申し上げますけれども、最も大きな政令指  
定都市の教育委員会、政令指定都市の教育委員会  
の地方いじめ基本方針というものの内で書かれて  
いる学校のチームの在り方が、いわゆる児童指導  
部会や生徒指導部会等でいいというふうに書いて  
いるんですね。そうすると、もうこの政令指定都  
市の中にある小中高の学校、公立学校は多分何十  
とあろうと思ひますけれども、端的に言うと全滅  
です。

〔理事熊谷大君退席、委員長着席〕

これは、従来までのこういう取組なんですけれ  
ども、こんな従来までの取組では、子供たちを最  
大限いじめから守り、かつ自殺だけは絶対防がな  
ければいけない、その自殺を防ぐためのこの仕組  
みを我々は、国會議員はつくつたんです。こうい  
う従来の取組が駄目だからつぶつたのに、従来の  
取組でいいというようなものを各地域や学校が  
やつてしまつてきています。

そこで、そうした事実を下村大臣に御説明し  
て、どうか大臣のお力で四月中に行政通知を出し  
ていただきたいと、各地域や学校が法律の要にな  
る制度についてちゃんととした内容を理解して具体  
的な取組ができるような行政通知を出していただ

きたいというお願いを申し上げました。結果、この四月七日の質疑の後、文科省と二回ほど議員会館で議論させていただきまして、文科省は行政通知を四月中に出すということをおっしゃつてくださいました。私も子供たちが教えるものだと本当に楽しみにしていたんですけども、結果、出てきたのがこの縦型の資料、四月二十三日、もうこれは発出されています。もう既に発出されている行政通知でございます。文科省の内藤さんという児童生徒課長、すなはちいじめの実務の責任者の名前が入った全国の教育委員会、学校宛ての通知でございますけれども、私が下線を引かせていただいております。この通知、何を要はやろうとしたかというと、新年度に入つていじめの対策の新しい担当者が替わるので、今まで配つていた資料をもう一回ホッチキスして配り直しますという通知でございます。

は、会計院の検査違反したうか。

ページというのがござりますけれども、これからこの下の小さな番号ですけど、ページ番号を基に示させていただきます。  
はじめ防止対策法の概要という資料がありますけれども、この概要の資料ですね、この縦型、これですね、局長、よろしいですか。この四月二十三日の課長通知の中のものです。よろしいです。

では、今日は文科省の局長にお越しいただいておりますけれども、四月七日には、この議場には大津のいじめの御遺族、立法の大きな契機に事實なりました大津のいじめの御遺族や、同じく御遺族のジェントルハートの小森様にもお越しいただいておりました。その上で、私は下村大臣に何が学校現場で法律の趣旨に反しているかを個々具体的に説明し、その上で文科省は、こういうとんでもない過去の資料、間違った資料をホツチキスしたものがあえて出しているところでござります。では、局長に伺いたいと思います。

この資料、一枚おめくりいただきまして、いじめ防止対策法の概要 下べージ番号、この二

文部科学省の行政通知に基づく国の支出は、会計検査院法の合規性の観点から、会計検査院の検査の対象となると理解してよろしいでしょうか。

○説明員(平野善昭君)お答えいたします。

仮に法律に違反した行政通知に基づく国の支出があつた場合は、合規性の観点からの検査対象となり得ると考えております。

○小西洋之君 ありがとうございました。

すなわち、今検査院がお答えいただいたように、この行政通知、私、立法者なんですけれども、こういう逐条解説の本も書かせていただきて、これは私だけの見解ではなくて、衆参の議会法制局、また文科省にも事務的に確認をいただき、また、いじめの与野党協議の座長の馳衆議院議員からも、この本を活用して学校現場で対策をしてほしいと推薦の言葉をいただいております。

立法者の立場から見て、この行政通知は法律違反だらけでございます。それを今から個々に確認させていただきます。それをお聞きくださいと想います。

いじめの予算でございますけれども、法律が成立することによりまして、合計で、割合でいますと二〇%以上でしようが、三〇%近くでしようが、いじめの予算を国費で投じているということです。

ページというのがござりますけれども、これからこの下の小さな番号ですけど、ページ番号を基に示させていただきます。

いじめ防止対策法の概要という資料がありますけれども、この概要の資料ですね、この縦型、これですね、局長、よろしいですか。この四月二十三日の課長通知の中のものです。よろしいですね。

概要がありますけれども、いじめ防止対策法の概要というこの資料の中には、法律のいじめ防止対策のその要になる制度、幾つかあるんですねけれど、要になる制度について実は一言もありません、触れられてもいません。かつ、それは国の基本方針においても非常にボリュームを持つて具体的な細かい書かれている要になる制度です。何の制度が書かれていますか。分からぬんだつたら、分がらないで結構ですよ。

○政府参考人(前川喜平君)いじめ防止対策推進法の概要の資料でございますけれども、これは概要でございますから、全てを網羅的に書いているものではございませんけれども、主なポイントは全て書かれているものと考えております。

○小西洋之君 皆さんお聞きいただきましたように、今日全く偶然なんですが、私は、かつて総務省で、麻生大臣の下で官僚を十二年間務めておりました。当時お仕えした尊敬する直属の上

一四

す。そのものについての説明が全くないんです。それをいじめの政策の実務担当の担当局長が全く知らないんです。これが実は文科省の現状なんです。

卷之三

今日あえてこういう質疑をさせていただいたのは、この質疑に先立つ先週の金曜日でござりますけれども、こここの通知を出している課長、内藤謙一長に、私は議員会館にお越しいただきました。後で皆様に御説明いたしますけれども、去る四月七日に私が下村大臣に二十分も掛け御説明したさつきの自殺のあった学校で、その要になる割合を交へて、さつきのうしろのところを

度、学校のそのチームがつくられていない、そのチームがつくられないことについて、この説明資料ですね、そのチームについての構成がちゃんと書かれていないんですけれども、法律と国の基本方針に書かれている言葉とこここの通知に書かれている言葉、何が違いますかと聞いたたら、答えられないんです。時間を置いて三回確認しましたけれども、答えられない……（発言する者あり）全く違います。答えられないんです。なので、こうした、その文科省が本当に子供たちを救うような業務をやっているのかどうかということにつづいて確認を続けてさせていただきます。

では次、また局長に伺わせていただきますがけれども、一ページおめくりいただきますと、まさに前川局長のお名前で出されている行政通知、これでございます。国的基本方針が出されたものでございます。去年の十月に出されたものでございます。國の基本方針が出された十月に出了したその行政通知。

その国の基本方針の説明資料というのがこの六十八ペー<sup>ジ</sup>です。説明資料という次のページをめくつていただきますと、マジックで私が書かせてもらいただいているところがございますけれども、各教育委員会などが作ります地域のいじめの基本方針というものがございます。地域のいじめの基本方針を私がマジックで引いて、条例などの形で作るということが書いてあるんですけど、これで法制的、つまり法律的にいきますと全くの間違いでございまして、これは昨年の十月十一日の文科省に置かれましたいじめの協議会においても最後までございまして、これは昨年の十月十一日の文科

議論の中で、こういう議事録がございます。私の逐条の七十九ページに正確に引かせていただいておりますけれども、条例などの形でというのは絶対に条例で作成せよというものではなくて、具体的な対策についても条例の文中に定めなきやならないものではないという説明ぶりでございます。近々、地方自治体に対して説明会を行なう際にはこうしたことのをしっかりとやつていきますということが書いてあるんですけれども、なぜ引き続き条例などとの形でというふうに書いているんでしょうか。

地域のいじめの基本方針というものは、済みません、いろんな資料をお配りさせていただいておりますけれども、この資料番号が付いた資料の中の資料七番ですね、御覧いただきますと、各教育委員会の中の学校が作るいじめの防止のプログラムのひな形ですとか、ある教育委員会の管轄におけるいじめの早期発見や事案対処のマニュアル、そのひな形、それが地域のいじめ方針なんですね。つまり、行政計画のようなものなんですよ。それを条例で書くなんということは法制的にあり得ないんですけれども、何でこういう間違った言葉をそのまま残しているのかということでござります。済みません、ちょっと大臣にお二人来ていただいているので、大臣の御質問のために、ちょっとと先に、この間違いということを指摘をさせていただきます。

この先ほどの課長通知に戻らせていただきまして、次の七十七ページに、設置根拠となる条例の制定が必要ということが、マジック線を引かせていただいております。これは、さつき局長が答えられなかつた、教育委員会の中に設置する弁護士などが参加するいじめ対策の附属機関でございます。四月七日、日弁連から子どもの権利委員会の役員の村山先生にもお越しいただいて、各地域で弁護士会が挙げて、学校や教育委員会から要請があればこの附属機関に弁護士を派遣するようになります。準備を進めているような答弁をいただきました。にもかかわらず、そうした附属機関について一言

は、今から説明しますけれども、間違った法律的な考え方を書いているんですよ。

附属機関には、設置には、その条例の根拠は不要でございます。十四条の三項を「一言一句書いたのは、国会議員は私でございまして、自民党本部で、馳座長の前で、文科省の当時の白間課長、あと衆参の議会法制局と一緒に確認しながら、十四条一項には条例はあるけれども、十四条三項には条例は必要ないという確認をさせていただきました。その後、担当課長が替わると、こういふうにずる抜けになつてしまつてゐるわけでございます。ちなみに、総務省、地方自治法上、条例が必要か総務省に裏を取つたら、文科省から全く相談もないというふうにあきれでおりました。

こういう不要な条例を、私は条例を一般的に否定するわけではありませんよ。不要な条例を、わざわざ条例は要らないという立法意思の下で条文を書いているのに、こういう不要な条例が要ると言ふと、それだけ地域の対策が遅れるんですよ。

そうした責任を局長はかみしめていただきたいと思います。

では次、局長に質問させていただきます。七十九ページを御覧ください。各学校でいじめの防止の基本方針を作ることになつております。七十九ページですね。マジックで括弧を書きさせていただいておりますけれども、これは、法律の趣旨と昨年十月の国の基本方針の書きぶりから全く異なる、骨抜きの記述になつております。国の基本方針の記述と何が違りますでしょうか。ちなみに、局長には、この課長通知とその法律の趣旨、また国との基本方針とのずれなどについて質問するといふちやんとした質問通告をさせていただいております。どうぞ、局長。

○政府参考人(前川喜平君) ちょっと、資料のどこに当たるのかがちょっと分かりませんでしたか……

○小西洋之君 課長通知の七十九ページです。

○政府参考人(前川喜平君) 二十三日の課長通知



う適当に説明すればいいんだというふうに曲解しているというのを、資料五番の大津の御遺族が切々と報告しているんじやないですか。なぜそういう答弁ができるんですか。全くあれます。今日は、西川副大臣にもあってお越しいただいていますので、副大臣にお答えいただきために、先にもう私の方で残りの論点を御説明させていただきます。

八十四ページ、自殺事件等が起きたときの調査委員会の在り方。

公平性、中立性、これは教育委員会などから見た公平性、中立性ではなくて、被害者の方から見た公平性、中立性が必ず全うされなければいけない。

また、ゆえに、その委員会をつくるときに、その構成員の在り方等々についてもちゃんと被害者の方に説明し、真にやむを得ない事情がない限りは納得をいただかなければならぬということがちゃんと国会の審議あるいは与野党協議、そうしたもので確認されているところでございます。

九十一ページ、より詳しい指針について。これ何のことかといいますと、今申し上げましたいじめの対策の要になる仕組みについて、一体どういう意味で、どういう構成、組織で、どういうことをしなぎやいけないかということをちゃんと文科省は説明しなきゃいけないんです。そのためにガイドラインを作るということがちゃんと国的基本方針に、資料の九番に付けさせていただいていますけれども、書いているんです。ところが、前川局長、いじめの国の基本方針ができるからもう半年以上たちますけれども、ガイドラインを協議会をつくるてもいいというふうなことを私、確認をさせていただきます。

今申し上げました、九十五ページと百三ページですけれども、学校のいじめ対策委員会、あつ、ここは違いますね、これは各専門家との連携ですけれども、文科省が今やっているのは事件が起きた、自殺が起きたときの対策ばかりやつて、肝腎の予防や早期発見にいかに専門家を引き込む

か。四月七日に弁護士の、日弁連の役員の方がお

越しいただいて、予防のためにも弁護士は役立つ

準備を進めているということがありましたけれど

も、またぬけぬけとこういう通知を重ねて出して

いるところでございます。

また、百十ページ、百十一ページですけれど

も、先ほど申し上げました、学校いじめ対策委員

会が組織としてどういうふうに予防、早期発見、

事案の対処をやるかということを全然書かずに、

個々のプレーヤーの誤の分からぬ役割だけを書い

てあるわけでございます。

百十五ページは、済みません、申し上げるだけ

申し上げさせていただきますが、百十五ページ

は、これは保護者や地域の方に宛てたものでござ

りますけれども、この法律の重要な基本理念であ

ります保護者や児童生徒の主体的な参画、また重

要な仕組みであります全ての学校のチームや学校

の予防プログラム等々についてホームページで公

表する、そうしたようなことについて一言も書か

れていないところでございます。

最後は、百十九ページ、これ文科省の建物にあ

る国立の研究所なんですねけれども、これも今申し

上げたような問題点がいっぱい指摘できるところ

でございます。

今日は、西川副大臣にあえて公務の御出張を押

して出席をいただきました。実は金曜日に私は文

科省の方に何度も何度も、政務官でも私は結構だ

と考えていると、今日、私は、金曜日ずっと待つ

ておられるから、文部省の官僚の皆さんが来て、こう

いう間違った行政通知を出したことをちゃんと議

論をいたしましたので、過去の経緯のことにつ

いては私は直接よく分かりません。そういう中

で、大臣が四月七日に、大臣とのお話を経緯そ

の中で行政通知を出すということについては四月

二十三日に発出したということです、その責任は果

たしていると思います。

その中で、今回、四月には結局新たに係とかが

みんな地方でも替わりますので、新たな新しい方

にしつかり通知しなければいけないと、そういう

趣旨の下にこの四月に今回の課長名の行政通知を

論していただきたいと、事務方でです

よ、政務の決定ではなくて事務方として今後どう

するのか議論させていただけなのであれば私は結

構です」というふうに何度も申し上げさせて

いただきました。もしかして官僚の皆さんが副大

臣を壇断しているんじゃないかというふうに心配

して、副大臣のお部屋にも、あえて申し上げます

けれども、お電話をさせていただきました。私は

通告をしなくてもいい問題だと考えていました。

○小西洋之君 非常に残念な答弁でございました

かし、文科省の方で副大臣を出すというふうにど

うしてもおつしやるので、お越しをいただきまし

た。それは国家行政組織法上、副大臣のみがいじ

めの政策について大臣の代理権を持つていてから

でございます。

どうか、さきの四月七日の下村大臣の答弁で

は、私の趣旨を踏まえて行政通知を出すことも含

めて検討するというようなことをおつしやつてい

ただきました。西川副大臣のお力で、間違いない

ままだと自殺が止まりません。五月のゴール

デンウイーク後、つまり新学期の人間関係ができ

る頃にいじめが増えて、まだ深刻化するというこ

とも統計上、文科省の統計ですが、明らかになつ

ております。どうか、副大臣のお力で子供たちを

救うためには要になる制度の趣旨や在り方について

簡潔に記したその行政通知を出していただけるこ

とをお願いできますでしょうか。よろしくお願ひ

いたします。

○副大臣(西川京子君) 小西議員の今までの御発

言、ずっと聞かせていただけておりました。

この経緯は、正直、私は金曜日にいろいろと説

明をいたしましたので、過去の経緯のことにつ

いては私は直接よく分かりません。そういう中

で、大臣が四月七日に、大臣とのお話を経緯そ

の中で行政通知を出すということについては四月

二十三日に発出したということです、その責任は果

たしていると思います。

その中で、今回、四月には結局新たに係とかが

みんな地方でも替わりますので、新たな新しい方

にしつかり通知しなければいけないと、そういう

趣旨の下にこの四月に今回の課長名の行政通知を

論していただきたいと、事務方でです

よ、政務の決定ではなくて事務方として今後どう

するのか議論させていただけなのであれば私は結

構です」というふうに何度も申し上げさせて

いただきました。もしかして官僚の皆さんが副大

臣を壇断しているんじゃないかというふうに心配

して、副大臣のお部屋にも、あえて申し上げます

けれども、お電話をさせていただきました。私は

通告をしなくてもいい問題だと考えていました。

けれども。

私は立法者として申し上げます。この御紹介し

た四件以外に間違なくこのままだと自殺が起き

ます。止まりません。もし自殺が起きたら、下村

大臣の前に、また副大臣の前に私も一度委員会

で立たせていただけて、その自殺の具体例を示し

ながら、そしてそこで、恐らくちゃんとした対策

でございます。

どうか、さきの四月七日の下村大臣の答弁で

は、私の趣旨を踏まえて行政通知を出すことも含

めて検討するというようなことをおつしやつてい

ただきました。西川副大臣のお力で、間違いない

ままだと自殺が止まりません。何ぞ副大臣のお力

で新しく行政通知を出していただきますように、

今日、文科省で今日からしっかり検討いただくな

どをお願いをさせていただきます。

また、このほかにも法律の三十四条で学校の評

価に對して適切な評価仕組みをつくつたりしてお

るんですけど、そうしたことも全く書かれてお

りません。

また、このほかにも法律の三十四条で学校の評

価に對して適切な評価仕組みをつくつたりしてお

るんですけど、そうしたことも全く書かれてお

りません。

委員長にお願いをさせていただけております。

申しあげさせていただけております。

いたします。

○副大臣(西川京子君) 小西議員の今までの御発

言、ずっと聞かせていただけておりました。

この経緯は、正直、私は金曜日にいろいろと説

明をいたしましたので、過去の経緯のことにつ

いては私は直接よく分かりません。そういう中

で、大臣が四月七日に、大臣とのお話を経緯そ

の中で行政通知を出すということについては四月

二十三日に発出したということです、その責任は果

たしていると思います。

その中で、今回、四月には結局新たに係とかが

みんな地方でも替わりますので、新たな新しい方

にしつかり通知しなければいけないと、そういう

趣旨の下にこの四月に今回の課長名の行政通知を

論していただきたいと、事務方でです

よ、政務の決定ではなくて事務方として今後どう

するのか議論させていただけなのであれば私は結

構です」というふうに何度も申し上げさせて

いただきました。もしかして官僚の皆さんが副大

臣を壇断しているんじゃないかというふうに心配

して、副大臣のお部屋にも、あえて申し上げます

けれども、お電話をさせていただきました。私は

通告をしなくてもいい問題だと考えていました。

けれども。

私は立法者として申し上げます。この御紹介し

た四件以外に間違なくこのままだと自殺が起き

ます。止まりません。もし自殺が起きたら、下村

大臣の前に、また副大臣の前に私も一度委員会

で立たせていただけて、その自殺の具体例を示し

ながら、そしてそこで、恐らくちゃんとした対策

でございます。

どうか、さきの四月七日の下村大臣の答弁で

は、私の趣旨を踏まえて行政通知を出すことも含

めて検討するというようなことをおつしやつてい

ただきました。西川副大臣のお力で、間違いない

ままだと自殺が止まりません。何ぞ副大臣のお力

で新しく行政通知を出していただきますように、

今日、文科省で今日からしっかり検討いただくな

どをお願いをさせていただきます。

以上、いじめの問題を質問をさせていただきました。

では重ねまして、復興関係で伺わせていただきま

す。根本大臣に伺わせていただきました。

今、日本郵政の株式の上場の準備が進められて

おりますけれども、復興財源でこの日本郵政の株の上場益というものが期待されているところでござりますけれども、措置されることが決まっておるところでござりますけれども、復興を所管する、推進する立場から、是非、日本郵政の株をたくさんいい値で売れてほしいというようなことをいかがお考えでしようか。

○國務大臣(根本匠君) 復興財源については、二十五年度予算編成において、復興事業費が復興財源を超える見込みであつたことを踏まえて、二十一年度までの復興財源を十九兆円から二十五兆円程度に拡大しました。その拡大した財源の中に、委員のお話のように、日本郵政株式の売却収入が含まれております。その当該株式の売却の在り方については、財政当局において適時適切な判断がなされるものと考えております。

○小西洋之君 もう少し踏み込んでいただきたいのですが、ありがとうございました。

この日本郵政の株式の上場をテーマにいたしましたが、麻生金融担当大臣に今度は金融をテーマに伺わせていただきたいと思います。

麻生大臣 私も麻生大臣が総務大臣でいらっしゃったときに総務省で働いていたんですけども、本当に苛烈なその小泉・竹中改革路線の中で、麻生大臣が、明治以来の公共インフラの宝である郵政の本来の在り方を何としてでも守ろうと、本当に背中からその思いそして悲壮感があふれているのを私も背後で拝見させていただいたことがありますけれども、民自公の三党合意で改正郵政民営化法が成立いたしまして、私も郵政出身の議員としているんな鬱鬱をさせていただきました。

そこで、麻生金融担当大臣にお尋ねいたしました。

ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険におきましては、民営化以降、他の金融機関と同様の金融厅の銀行法や保険業法の規律の下で經營されているわけですが、それとも、このゆう

いつたところがきちんと対応できるようなものはない制度として持つておく必要があるのではないか。私は、郵便局とか簡易保険というの、存在意義というのはそういうところだと思つています。

○小西洋之君 もう大蔵省時代からのその郵政の意義、地域の公共インフラとしての、金融だけにとどまらないインフラとしての意義について有り難い答弁をいただいたと思います。しかし、引き続きその地域で役割を果たしていくためには、ます経営が何よりしっかりとしないわけですからござります。

ゆうちょ銀行でございますけれども、日本郵政の上場という大変大きな課題に今向かっている中で、やはり日本郵政、復興の財源のためにも、最大限の上場益を上げるために、やはりその全体のグループの企業価値の向上がまさに重要なござります。まさにゆうちょ銀行とかんば生命のその企業価値を向上させるためにはやはり新規業務というものをお認めいただきたいというふうに願うわけでございますけれども、重ねて麻生大臣に伺わせていただきます。

ゆうちょ銀行の新規業務でござりますけれども、認可申請を、二〇一二年の九月、出させていただきました。先ほどの難波先生の質問と若干重なりますけれども、郵政民営化委員会からは十二月の十八日に意見が出されました。もう二年たとうとしているんですねけれども、金融庁の標準処理期間は三十日ということでござりますので、他の金融機関との手続の関係でも若干あるいは大幅に時間掛かり過ぎだと思うんですけれども、郵政の意義、役割を認識、愛してくださる大臣として御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(麻生太郎君) 御指摘のとおりなんですがれども、このゆうちょ銀行が申請しておられますのはもう完全に新規業務ですものね。したがつて、失礼ですけれども、取りつけられたら、どうして取立てできるのかどうのようなところは、これは普通の銀行やら何やらとは全然ノウハウが違うところはありますんで、そういうところはあります。

味では、きちんととして、銀行業務としては全く新しい業務でありますので、そのところはきちんととやつていただきかなきや駄目ですよという点ど、やっぱり今度はほかの銀行から見たら、おたくら政府保証が付いているんじやないのというような話になりますので、どうしたつてそのところはなかなか難しいんだと思いますので、まだ今認可の時期をいつ頃になるかというものは判断するところでも至っていないので、まだ今、融資の審査体制というのは、本当に融資を審査できる能力がおありますかというような話を、きちんとそれやっていくということをさせていただかなきやいかぬところだと思つております。

○小西洋之君 大臣、ありがとうございます。

確かにゆうちは新しい新規業務をするわけでござりますけれども、私の尊敬する本当に優秀な社員の皆さんのが、私もお世話をなつて育てていた、いた方々がいらっしゃいますので、郵政の組織でできなくて、ほかの新しい、まさに新規商業に参入する業態はたくさんあつたわけでござりますけれども、それは三十日でお認めいただいておりますので、郵政ができるわけはないと思いますので、是非お願いを申し上げたいと思います。

また、大臣の下で、NTTあるいはJR、そのユニークサルの役割を担うところはやはり何らかの形で公的な担保があるわけでござりますけれども、だからといって競争条件に本当に、そうですね、何か具体的な問題があるのかというようなことを考えてしまうところもあるわけでございますので、またそうしたことも御検討をお願いしたいと思います。

最後に、今金融庁の中で官民ファンドテーブルというものを設けられまして、質問の一問目でござりますけれども、民間資金を活用した公共施設・社会資本整備等を促進するための金融面からの取組、またアジアの金融制度等の整備支援のための官民協働体制の強化について御検討をされているといいます。

こうした社会資本整備や海外の金融制度等の整備支援でゆうちょやかんぽもそれなりの一定の役割を、それなりといいますか、立派な役割を担えると思うんですけれども、活用についてどのようにお考えいただいていますでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) いわゆる最近PPPと言われておりますけれども、パブリック・プライベート・パートナーシップでしたか、ファン、ファン何とかつて言つたな、パートナーシップと言つたど思いますが、パブリック・アンド・プライベートファン・パートナーシップでしたつけ、何かそれでPPPという言葉が今はやつております。

これは極めて大きな意味があると思っておりまして、例えば成功した例で、インドのニューデリーからタージマハルまで昔ですと飛行機乗り継いで一日半は最低掛かつた。今、PPPでそこに道路を通しまして、そして三時間で片道行けると思います。今、そんな金が、インドのどこに金がそんなあつたんですかと聞いたら、全部外国の金を含めてPPPでやつております。そして、印度の会社もこれ出しておるんですが、当然有料ですよ。それで、そのリーダンちゃんと見えるようになつておるというの、ちゃんと採算が合うという、本当に合うかどうか知りませんよ、だけど、とにかく合うといつてこれはでき上がっていますので。そういつた意味では、これは政府の金は、政府は許可しただけであつてあの話はそういうパブリックセクターだけでやつておられる一部、ああ、パブリックつて、それはプライベートセクターだけやつておられるので、パブリックの部分もそれは道路を造る許可やら何やら幾つかかんだんとは思いますけれども、少なくともそういつた形ができ上がつておりますので、我々としては今後、ゆうちょとしては少なくとも取りつぱぐれの話とかなんとかいうんだつたら、これはちよつと、相手の政府相手にやるんですけど、そういうふつた意味では、ゆうちょというはつきり言つて貸付けにはアマチュアがやつても結構で

きるんじゃないかなと思つてゐるのが一点。もう一点は、やつぱり新たに銀行というのが立つてすぐ潰れた銀行があつたのはお忘れじやないでしよう。ふざけた話でしたでしようが、こんなものは潰れるに決まつているといつたら、潰れました。随分やり合いましたよ。あのとき、国会でも。それで、やつて、潰れた。だけど、あれなんかは全く失敗をした例だと思ひますけれども、もうすっかりみんな忘れられておりますけれども、そういうふつた意味では、このゆうちよの場合はでかいですから、しかも歴史もありますので、こういつたところがやつていくときに、この官民ラウンドテーブルで今しようとしている方向というのは、一つの確実な資金というものの運用する方法としては一つの提案だと、私どもはそう理解をいたしております。

○小西洋之君 ちょっと、ゆうちよがアマチュアではなくてばらしい職員がたくさんいらっしゃいますので、今お認めいただいたようなその公的な役割、元々公的な存在として日本の金融に貢献してきたゆうちよ、かんばりございますので、是非大臣の下で新しい道を切り開いていただきたいと思います。

今日、総務省にお越しいただいておりますので、総務省、今、最大の被災地の出身である、最大の被災地東北地方を代表する経営委員は、昨年十一月の安倍総理の同意人事、十一月、十二月ですか、昨年の同意人事によつて今はいなくなつているという客観的事実でよろしいでしようか。

○政府参考人(福岡徹君) お答えをいたします。経営委員の地域バランスにつきましては、平成十九年の放送法の改正前は全国八地区から一名ずつ選任するということが放送法上義務付けられておりましたが、十九年の放送法改正におきまして、より柔軟な選任を可能とするため、考慮事項についてのようにお考へでしようかといふ問題で、それ以降、これまで委員が不在となる地区は全国で一地区から三地区で推移しているところでございます。

お尋ねの現在のNHKの経営委員につきましては、東北地区を代表する経営委員は不在となつてゐるところでございます。

○小西洋之君 今、局長が御説明いただいたように、平成十九年に法改正があつて、今までには全国八地区なので東北は必ず入つておりました。しかし、平成十九年の法改正、これ私も初めを担当したことなんですが、それ以降も東北は必ず入つておりました。

しかし、昨年、初めて最大の被災地を出身とする経営委員がいなくなつてゐるわけでございま

立つていただいたあの経営委員の皆さんを、私

案を作る、選ばせていただくような仕事をさせていただきました。

三月十二日の予算委員会で安倍総理に対しても厳しい質疑をさせていただきましたので、御案内の規定によりまして、十二名のNHKの最高経営メンバーの経営委員というのは、公共の福祉について公正な判断ができることがなければいけなくて、下の下線ですけれども、全国各地方が公平に代表されることを考慮されなければならないとき

ております。

今日、総務省にお越しいただいておりますの

で、総務省、今、最大の被災地の出身である、最

大の被災地東北地方を代表する経営委員は、昨年十一月の安倍総理の同意人事、十一月、十二月ですか、昨年の同意人事によつて今はいなくなつて

いるといふ客観的事実でよろしいでしようか。

○政府参考人(福岡徹君) お答えをいたします。

経営委員の地域バランスにつきましては、平成十九年の放送法の改正前は全国八地区から一名ずつ選任するということが放送法上義務付けられておりましたが、十九年の放送法改正におきまして、より柔軟な選任を可能とするため、考慮事項についてのようにお考へでしようかといふ問題で、それ以降、これまで委員が不在となる地区は全国で一地区から三地区で推移しているところでございます。

お尋ねの現在のNHKの経営委員につきましては、東北地区を代表する経営委員は不在となつてゐるところでございます。

○小西洋之君 今、局長が御説明いただいたように、平成十九年に法改正があつて、今までには全国八地区なので東北は必ず入つておりました。しかし、平成十九年の法改正、これ私も初めを担当したことなんですが、それ以降も東北は必ず入つておりました。

しかし、昨年、初めて最大の被災地を出身とする経営委員がいなくなつてゐるわけでございま

す。いわゆる安倍総理が四名のお友達を連れてき

て、その四名取られれば、会長の、全ての会長人事について拒否権を発動することができますので、受信料の値下げも実現した松本会長という立派な方がいらっしゃったんですけども、誰も会長に

ふさわしいと認めることができない糸井会長が代わりにいらしたわけでございます。つまり、御自分のお友達を経営委員に送り込んで、会長を引き継ぎ下ろして、新しい会長を任命する。そのため、私は予算委員会で、かつてのNHKの経営委員を選んでいた、案を作る仕事をさせていただいていた立場から、これは被災地の切捨てで以外の何物でもないというふうに申し上げさせていただき

ました。

確かに、考慮しなければならないですので、東北地方が結果的に入らなくても、それは法律違反ではないんです。しかし、安倍総理は、私がどう考慮したの、なぜ東北地方を外したんですかと聞いたら、答えませんでした。つまり、考慮していないんです、法律違反です。

根本大臣に伺わせていただきます。

最大の被災地、また私の千葉も被災地でございませんけれども、最大被災地を代表する経営委員が今NHKのメンバーからいなくなつています。NHK、この二枚目の紙ですけれども、NHKは、自分の事業計画で、大震災からの復興を支援する、公共放送の力によって被災者の皆さんを救うということを六千四百億円の受信料で賄う経営体としての最高の目標にしております。

復興全体を所管する大臣から、今のNHKの経営委員の在り方について遺憾だと思われないでしょうか。よろしくお願いいたします。

○国務大臣(根本匠君) NHKの経営委員は、放送法の規定に基づいて内閣総理大臣が任命するものと承知しております。

NHK経営委員の選任については所管外の事項

でありますから、お答えは差し控えたいと思いま

す。

○小西洋之君 今、差し控えるとおつしやつてい

ただきましたけれども、国会に同意人事案件を出さときには閣議決定をしておりますので、根本大臣も閣議決定に参加されております。私、根本大臣、尊敬する大先輩の政治家でございますので、根本大臣について批判をするつもりはございません。

しかし、NHKの公共放送の力によって、声の届かない被災者の方々の声をやはり社会全体に届ける、また我々政治が課題を学ぶことも多々あると思います。私も、かつて復興特区の法律を作ったときにNHKの番組を見て、これ本当に参考になりました。そうした公共放送のそのリーダー、東北を代表するリーダーを本当は選んでNHKの最高経営メンバーに入れることができたんです、被災地の代表を。それを、「あえて」できていない、これはもう誰にも説明ができない、とんでもない事態だというふうに思います。

副大臣と政務官がいらしておられますけれども、あのチーム・イレブンで被災地にずっと入つてらっしゃった小泉政務官に伺わせていただきま

す。  
今、東北地方を代表する経営委員がいなくなっている、最大の被災地を代表する経営委員がいなくなっている、このことについて非常に遺憾だと思われないでしょうか。チーム・イレブン率いて何度も被災地に帰り、被災者の声をお聞きになつたかと思います。

○大臣政務官(小泉進次郎君) お答えをさせていただきます。  
恐らく小西先生がおっしゃつてある意味は、東北地方のお友達だったら連れてきてもいいということじやないですよね。  
これ、経営委員、大臣がおっしゃるとおり所管外ですからお答えすることは控えますが、東北地方の方だけが欠けていることではなくて、これは中国地方のブロックの方を見れば大分前からずつと入つていませんよね。  
そういうことも踏まえまして、復興に資する、そういう取組をこれからも、NHKの経営

方針ですか、そういうふたところにはしっかりと復

興支援をする番組を作つたり検証すると書いてありますので、そういうふた番組等進めていただけのこと期待をしております。

○小西洋之君 あえて申し上げますけれども、麻生総務大臣であれば、さきの、昨年必ず、東北地

方の経営委員、また私も総務省の職員としてこの復興のさなかに東北地方を代表する経営委員を選ばれました。これが、これぐらいの官僚としてやりがいのある仕事は私はないというふうに思います。

今、小泉政務官、重ねて、じや伺わせていただきます。二枚紙をめくつていただき、お友達とおつしやいましたけれども、昨年、安倍総理が連れてきたお友達に長谷川三千子さんという方がいらっしゃいます。

日本国憲法は全くめちゃくちゃな憲法なのです。日本国憲法といふものが近代史上における最大の汚点です。次のページ、大日本帝国憲法は改正する必要がなかった、なぜならばアメリカ合衆國憲法よりも大日本帝国憲法の方が良かつたら。次のページ、かつての朝日新聞の社内であつた右翼のテロ事件について、これは大きなニュースになつたので御存じだと思いますけれども、その右翼のこのテロ行為を礼賛し、かつ象徴天皇制を否定するような発言をしています。そして、このことについて、二月の十二日の、次のページですけれども、経営委員会でその確認、経営委員長

等から確認をされたら、発言を撤回しなかつた。この長谷川三千子委員は、そのテロ礼賛、象徴天皇制、つまり日本国憲法を否定する見解を撤回しながら確認をされたら、発言を撤回しなかつた。

○委員長(金子原一郎君) 休憩前に引き続き、平成二十三年度決算外二件及び平成二十四年度決算外二件を一括して議題とし、復興庁、財務省金融庁及び株式会社日本政策金融公庫の決算について審査を行います。

○委員長(金子原一郎君) 休憩前に引き続き、平成二十三年度決算外二件及び平成二十四年度決算外二件を一括して議題とし、復興庁、財務省金融

本日は、決算委員会の省庁別審査ということとで、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、復興関係について伺います。

午前中の質疑にも出てまいりましたが、一昨年、復興予算の流用というものが問題に取り上げられました。これは、端的に言えば復興関連予算が被災地以外でも使われていたということであり、この問題を受けまして、平成二十四年十一月二十七日に発表された今後の復興関連予算に関する基本的な考え方におきましては、復興関連予算

が求められているのは、私、今被災者の方々だと思っています。こういう人を経営委員に入れて、東北地方を代表する被災者の方を入れなかつた、その

人事について遺憾だと思われないでしょうか。政

務官、どうぞ。

○大臣政務官(小泉進次郎君) 重ねて申し上げま

すが、私は復興大臣政務官と内閣府大臣政務官をやつていまして、総務省所管のことについて口を出すという立場にはありません。

そして、質問の途中の方が、ちょっと私も能力足りないものですから速くてちょっと聞き取れなかつた部分がありましたので、お時間の都合上、差し支えなければもう少しゆっくり追いつけるよう質問をいただければ大変有利難く存じます。

○小西洋之君 政務官は復興を総括する担当政務官でいらっしゃいますよね。三月の十二日、私は予算委員会でこれを取り上げました。公共放送の最高経営者のメンバーで東北地方が、戦後初めて

です、戦後初めて切り捨てるてもらっています。その問題をあなたがちゃんと理解していないしかも、長谷川三千子さんの問題、日本で大きな話題、社会で大きな話題になつていてるじゃないですか。

小泉先生、とても立派な方だと思っておりますので、別に小泉先生を強く批判するつもりではありませんけれども、安倍内閣全体でこうした、か

りませんけれども、安倍内閣全体でこうした、かつての日本では絶対起こり得なかつた、麻生大臣もたまに失言もなさいますが、その自民党の伝統の保守の政治の下では決して行われなかつたことが起きているわけでございます。日本が立

てます。小泉先生がおっしゃつてある意味は、その下で、子供たちのいじめ、あるいは復興の課題、そして郵政の健全な発展、そうしたものをしっかりと進めさせていかなければいけない、そのことを申し上げさせていただきます。

そして最後に、局長、今日のやり取りは、私の事務所の方から、あるいは議会調査室から各教育委員会にお送りさせていただきます。だから、各

論点について全部取り上げたんです。あなた方が法律に基づいて、國の基本方針に基づいて子供た

は、被災地域の復旧復興及び被災者の暮らしの再生活のための施策、そして津波対策、学校の耐震化事業に限つて使用するということになりました。

一方、それ以外として、國庫債務負担行為に基づいて既に契約がなされてしまつたような事業に

づいては、引き続き東日本大震災の復興特別会計

供たちの責任を取らなければいけない、そのことを肝に銘じてください。

○委員長(金子原一郎君) ありがとうございました。

○委員長(金子原一郎君) 午後一時三十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時三十六分休憩